

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成17年8月25日(2005.8.25)

【公開番号】特開2004-184148(P2004-184148A)

【公開日】平成16年7月2日(2004.7.2)

【年通号数】公開・登録公報2004-025

【出願番号】特願2002-349505(P2002-349505)

【国際特許分類第7版】

G 01N 30/86

// G 01N 30/00

【F I】

G 01N 30/86	G
-------------	---

G 01N 30/86	B
-------------	---

G 01N 30/86	H
-------------	---

G 01N 30/00	Z
-------------	---

【手続補正書】

【提出日】平成17年2月9日(2005.2.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

a)クロマトグラムのデータに基づき、ベースラインを決定するベースライン決定手段と、

b)前記クロマトグラムのデータに基づき、ピークトップを検出するピークトップ決定手段と、

c)前記ベースラインからピークトップまでの高さの $1/e^{1/2}$ 倍( $e$ は自然対数の底)の高さに前記ベースラインと平行な線を引き、その線とクロマトグラムとの2つの交点を仮想的な変曲点として定める仮想変曲点決定手段と、

d)前記2つの仮想的な変曲点のそれぞれにおける接線又はそれに相当する直線と前記ベースラインとの交点を検出し、両交点間の距離をピーク幅として求めるピーク幅算出手段と、

を備えることを特徴とするクロマトグラフ用データ処理装置。

【請求項2】

前記ピークトップを挟んでピークの前半部と後半部とで、そのクロマトグラムの曲線の形状に基づいて変曲点を検出する変曲点検出手段をさらに備え、該変曲点検出手段による変曲点が求まらない場合に、前記仮想変曲点決定手段により算出される仮想変曲点を採用することを特徴とする請求項1に記載のクロマトグラフ用データ処理装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

こうしたことから、上記課題を解決するために成された本発明に係るクロマトグラフ用データ処理装置は、

- a)クロマトグラムのデータに基づき、ベースラインを決定するベースライン決定手段と、  
b)前記クロマトグラムのデータに基づき、ピークトップを検出するピークトップ決定手段と、  
c)前記ベースラインからピークトップまでの高さの $1/e^{1/2}$ 倍（eは自然対数の底）の高さに前記ベースラインと平行な線を引き、その線とクロマトグラムとの2つの交点を仮想的な変曲点として定める仮想変曲点決定手段と、  
d)前記2つの仮想的な変曲点のそれぞれにおける接線又はそれに相当する直線と前記ベースラインとの交点を検出し、両交点間の距離をピーク幅として求めるピーク幅算出手段と、  
を備えることを特徴としている。